

特別徴収している人の定額減税額の確認方法

令和6年度 給与等に係る市民税・県民税・森林環境税の決定・変更通知書（納税義務者用）

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税 ～

(摘要) 個人住民税減税～ 20,000円、控除外額 0円			市 県 税 額		氏名
					住所
				
				
					群馬県安中市長 岩井 均 <input type="checkbox"/>

定額減税の内容を摘要欄に記載しています。

◎ 個人住民税減税控除済額
⇒ 定額減税された市県民税額

控除外額 ⇒ 減税しきれなかった金額

この例は、税額控除前所得割が市民税・県民税併せて200,000円、個人住民税減税控除済額が20,000円の人の場合です。

税額控除前所得割額④	市民税分	120,000円
	県民税分	80,000円
税額控除額⑤	市民税分	- 1,500円
	県民税分	- 1,000円
個人住民税減税控除済額 (定額減税額)	市民税分	- 12,000円
	県民税分	- 8,000円
所得割額	市民税分	106,500円
	県民税分	71,000円

個人住民税減税控除済額（うち市民税分6割と県民税分4割）は⑤税額控除額欄に含まれていません。④税額控除前所得割額から⑤税額控除額と個人住民税減税控除済額の6割または4割を引いた金額が⑥所得割額になります。

税 額	市	税額控除前所得割額④	1 2 0 0 0 0
		税額控除額⑤	1 5 0 0
		所得割額⑥	1 0 6 5 0 0
		均等割額⑦	3 0 0 0
	県	税額控除前所得割額④	8 0 0 0 0
		税額控除額⑤	1 0 0 0
		所得割額⑥	7 1 0 0 0
額		均等割額⑦	1 7 0 0
		森林環境税額⑧	1 0 0 0
		特別徴収税額⑨	1 8 3 2 0 0
		控除不足額⑩	
		既充当・既委託納付額	
		既納付額	
		差引納付額(⑨-⑩)	1 8 3 2 0 0
	変更前税額		
	増減額(⑨-⑬)		
	変更		

均等割、森林環境税は定額減税の対象にはなりません。

例の場合の市民税の計算

税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 個人住民税減税控除済額 所得割額
 120,000円 - 1,500円 - 12,000円 = 106,500円